

平成23年11月

アンケートが届いた皆様方へ

## 市役所本庁舎建設についてのアンケート

平素より、飯塚市政の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

本市は、平成18年3月に旧飯塚市・旧穂波町・旧筑穂町・旧庄内町・旧顛田町が合併して新たな「飯塚市」が誕生し6年目を迎えています。これまで「住みたいまち 住み続けたいまち」の実現を目指し、住民サービスの向上を図るため、各種の事業に取り組むと共に、財政の立て直しに努めてまいりました。今後も市民との協働による活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、市役所の本庁舎は、住民サービスの拠点であるとともに防災の拠点としての役割が求められております。現在の市役所本庁舎は、耐震構造、老朽化、バリアフリーなど構造上問題を多く抱えており、将来的な財政面などを含めて検討した結果、本庁舎を建替える方向となりましたので、今後、庁舎建設に関する基本構想を策定いたします。この構想には、庁舎の位置、規模、機能などの基本的事項を盛り込んでまいります。庁舎の位置については、1市4町の合併協定項目を踏まえ、また、庁舎の規模や機能については、無駄なスペースを見直すとともに、防災拠点の機能、利便性の高い多目的トイレ、総合窓口のオープンスペース化などの必要な機能について検討を続けてまいります。

この構想を策定するにあたり市民の皆様方のご意見を伺い、今後の参考資料として活用させていただきたいと考え、アンケートを送付させていただきました。

大変ご迷惑おかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただきましてアンケートへのご協力をよろしくお願いいたします。

**○アンケート回答期限：平成23年12月22日(木)まで**

※同封の返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。

※詳しくは、裏面の「○アンケート調査について」をご覧ください。

## 1 飯塚本庁舎の状況について

**現在の飯塚本庁舎は老朽化などの問題点があり、毎年、修理していますが、根本的な解決にはなっていません。**

- ①昭和 39 年に建設され築 47 年が経過しており建物自体が古くて老朽化が進んでおり、いろんな箇所の修理をしなければならず修繕費用がかかる。
- ②建築基準法に則した改修をする場合は、柱と外壁以外すべて取り換えなければならない大規模な改修が必要と見込まれる。
- ③耐震基準を満たしていないため、地震に耐えられるかわからない。
- ④排水管が古くサビなどで詰まって水漏れする所や、使えないトイレが多くある。
- ⑤構造上の問題で望ましいバリアフリーの整備が出来ない。
- ⑥エレベーターが古くて、平成 24 年末で修理部品の製造が中止となるため、エレベーター本体の取り換えが必要となる。
- ⑦合併後に本庁職員が増え相談室や会議室のスペースが確保できず市民サービスの低下となっている。

## 2 なぜ、建替えが必要なの

**検討委員会を設置し「改修」「建替え」の審議をしました。**

公共施設等のあり方に関する第一次実施計画では、市民の意見を聞きながら平成 23 年度を目途に建替工事等を実施するかを決定することとなっています。8月に学識経験者、関係団体からの推薦者、公募による市民の方 23 名で構成する「庁舎問題検討委員会」を設置して協議をはじめました。検討委員会では、本庁舎の現状と問題点を把握し検討した結果、改修しても根本的な問題解決にならないこと、また、将来にわたっての経済性を考えた場合、「建替えが望ましい」という方向性を示して市長に中間報告しました。

今後、庁舎の建設に向けて「本庁舎にこのような機能があればいい」、「本庁舎にはこのような役割を果たしてもらいたい」、「本庁舎はどこにあればいい」などを検討していきますので、市民の皆様にご意見をいただきたく、市民アンケートを実施することとなりました。

### 3 お金はどうするの

#### **合併特例債という融資を受ける予定にしています。**

庁舎を建替えるためには多額の費用がかかることが予想されますが、他市では建物工事費だけで50～80億円程度となっています。このような経費はとて一括で支払えませんので、合併特例債という融資を受ける予定です。

この合併特例債は、合併のときに計画した事業にだけ使えるもので、何にでも使えるものではありません。庁舎建設に関しても一部使えない費用もあり、事業が平成27年度まで(※)に終わらないといけないという条件もあります。通常、庁舎の建設に対して国が負担する制度などありませんので、有利な資金である合併特例債の融資を受けることができる時期に建替えることが、将来にわたって市の財政的にも有利であるといえます。

(※)現在、この期限が5年間の延長される法案が国会で審議中です。

### 4 合併特例債はどのようなものなの

#### **対象となる事業費の95%を借り入れ、その内の70%は国が負担**

この有利な資金という理由は、対象事業費の95%を借り入れることができ、その利息を含めた返済金の70%は国が負担します。例えば、全体の事業費が1,100万円で、その内1,000万円が合併特例債の対象事業費の場合、950万円を借り入れすることができます。その内、約660万円は国が負担する仕組みになっています。

なお、特別に一部、国が負担するといっても融資を受けるわけですので、必要な事業に絞り込んで活用しなければなりません。

### 5 今、どのような機能を持った庁舎があるの

他の自治体で、すでに建設されている庁舎では、防災の拠点となる機能をはじめ、環境面から屋上に太陽光発電設備、利便性の高い多目的トイレ、市民の方が気軽に活用できる会議室、市民団体等がPR活動できるブースなどの設置、総合窓口のオープンスペース化などの機能を有する庁舎があります。飯塚市では、今回のアンケートの結果や庁舎問題検討委員会の検討内容をふまえ、庁舎にどのような機能が必要か考えていきます。

## ○アンケート調査について

### 1 配布資料

- ①アンケート用紙(クリーム色)、②アンケートが届いた皆様方へ(本紙)、③返信用封筒

### 2 抽出方法

市内にお住まいで年齢が16歳以上の方無作為に抽出された5,000人

### 3 記入上の注意

- ・お答えは、宛名のご本人がお答えください。
- ・ご記入は、鉛筆又はボールペンでお願いします。
- ・お答えは、該当する番号を回答欄に記入してください。
- ・お答えで、「その他」を回答した場合は( )内に具体的な内容を記入してください。
- ・「Q11」、「Q12」は、枠内に具体的な内容を記入してください。

### 4 回答期限

平成23年12月22日(木)

### 5 回収方法

同封の返信用封筒に「アンケート用紙」を入れてポストにご投函下さい。  
(切手不要)

又は、本庁の総務課及び総合窓口、又は各支所の総務課にご持参いただいても結構です。

### 6 アンケート結果

集計をして庁舎問題検討委員会等の資料としての活用及び市報・ホームページで公表します。なお、アンケートは無記名回答で統計以外の目的に使用することは一切ありません。

## ●問い合わせ先 (飯塚市役所)

**総務部 総務課 庁舎問題対策室**

住所：〒820-8601 飯塚市新立岩5番5号

電話：0948-22-5500 (内線 229)

HP：<http://www.city.iizuka.lg.jp> (飯塚市公式ホームページ)

インターネット上で、庁舎問題検討委員会の資料や会議録を公開しています。

検索サイトから「飯塚市 庁舎検討」で検索、もしくはURLを直接入力ください。

「[http://www.city.iizuka.lg.jp/06machi/tyou\\_mon/index.php](http://www.city.iizuka.lg.jp/06machi/tyou_mon/index.php)」



